

クラインガルテン妙高 短期利用のご利用について

1. お申込みにあたって

(1) 利用期間

1回あたり最長1ヵ月

※同一人の利用は1年に1回とさせていただきます。

※月を跨いでの利用はできません。

(2) 利用人数

1名以上

(3) 利用料金

期間内一律：25,400円(税込)

※上記に加え、光熱水費使用量分の金額を負担いただきます。

(4) 利用の制限

次のいずれかに該当する場合、ご利用いただけませんのでご了承ください。

①公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利することとなると認められるとき。

③市民農園又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

④妙高市に住所を有するとき。

⑤管理上支障があると認められるとき。

⑥その他管理者が不相当と認めるとき。

(5) 入居・退去のできない日について

年末年始(12月29日～1月3日)は、入居・退去ができません。

2. 利用する施設について

(1) 利用施設

クラインガルテン妙高 15号棟

(2) 設備・備品

【設備】

キッチン、風呂、トイレ、洗面所、IHクッキングヒーター、プロパンガス給湯器

【備品】

冷蔵庫、調理器具(鍋、フライパン)、食器、テーブル、掃除機

※テレビ、冷暖房器具、インターネット固定回線、Wi-Fi設備はございません。

※寝具はございません。持参いただくか、近隣の寝具店等からレンタルいただく必要があります。

※その他の物品は、必要に応じてご持参ください。

3. ご利用の流れ

(1) お申込み

①事前確認

事前に利用希望日の空き状況をご確認ください。

②申込み受付期間

利用開始日の120日前から利用開始日の7日前まで

③必要書類

- ・妙高市滞在型市民農園モニター利用許可申請書
- ・妙高市滞在型市民農園利用料金減免申請書

※様式は「6. お申込み・お問合せ」中のホームページよりダウンロードいただくか、管理者までご請求ください。

④申込先

管理者へ郵送、FAX、メールのいずれかの方法で申請書を送付ください。

(2) 利用許可

利用開始日の当日、入居手続き時に利用許可書をお渡しします。

(3) 入居・退去手続き

①手続き場所

ハートランド妙高（妙高市妙高山麓都市農村交流施設）

②受付時間

【入居時】 9時～16時

【退去時】 9時～12時

③必要な物

身分証明書（運転免許証、健康保険被保険者証などの申請者が確認できるもの）

④料金支払い

【入居時】

利用料金を現金にてお支払いいただきます。

【退去時】

光熱水費の使用量分の料金を現金にてお支払いいただきます。

⑤入居前説明

利用に関する説明や、施設の案内等を行います。

⑥退去前清掃

清掃を行い、施設の原状回復をお願いします。完了後は、管理者の確認を受けてください。

4. 利用条件

(1) 施設の原状回復をすること

利用終了時、清掃等を行い、施設を利用前の状態にしてください。

(2) 施設や附属設備、備品等の汚損、損傷、滅失につながる行為をしないこと

(3) 騒音、悪臭、振動等により、周辺地域に迷惑を及ぼさないこと

(4) 施設の利用の権利を譲渡し、若しくは転貸をしないこと

(5) アンケートの提出

利用終了時、短期利用について、アンケートへのご協力をお願いいたします。

5. その他

(1) 利用期間の変更について

- ・利用期間を変更したい場合、利用開始日の前日までにご連絡ください。
- ・利用開始後に利用期間を変更したい場合、届出が必要となりますのでご連絡ください。
この場合、お支払いいただいた料金は還付いたしませんのでご了承ください。

(2) 利用の取消しについて

次のいずれかに該当する場合、利用停止または許可を取消す場合があります。
この場合、利用者に生じた損害について、管理者はその責任を負いません。

- ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき
- ・「1. (4) 利用の制限」に該当するに至ったとき
- ・利用に関する諸規定に違反したとき
- ・災害その他の事故により施設が利用できなくなったとき

(3) 施設利用料金の還付について

- ・天災等、利用者の責めに帰さない理由によって施設が利用できなくなった場合、利用することができなくなった日数分（理由が発生した日は除く）に相当する利用料金を還付いたします。
- ・光熱水費、共益費は還付の対象外です。
- ・還付を受けようとする場合は、届出が必要となりますので管理者までご連絡ください。

(4) 損害賠償等について

故意または過失により、施設や附属設備、備品等に汚損、損傷、滅失が生じた際は、原状回復または損害賠償を行っていただきます。併せて、届出が必要となりますので管理者へ申し出てください。

6. お申込み・お問合せ

【管理者】 一般社団法人妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会

- 管理事務所 ハートランド妙高（妙高市妙高山麓都市農村交流施設）
- 住所 〒949-2235 新潟県妙高市大字関山6186番地1
- 開館時間 9時～17時
- 休館日 12月29日～1月3日
- 連絡先 TEL：0255（82）3935
FAX：0255（82）3936
E-mail：info@myoko-gt.com
- ホームページ <http://kg.myoko-gt.com>

新潟県妙高市農林課農山村振興係

- 住所 〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号
- 連絡先 TEL：0255（72）5111（代表）
0255（74）0028（直通）
- ホームページ <https://www.city.myoko.niigata.jp/docs/164.html>